

目次

B 5 -CR-★1-告訴状20210126.....	2
B 5 -CR-★2-証拠20210126.....	12
B 5 -CR-★3-1号証.....	13
B 5 -CR-★4-補充書①20210127.....	35
B 5 -CR-★5-補充書②20210128.....	36

告訴状B 5

令和3年1月26日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被告訴人

前橋地方裁判所民事第1部A係の裁判官の渡邊和義に対し、
公務員職権濫用罪と脅迫罪と犯人隠避罪

告訴の趣旨

被告訴人の以下の所為は後述の各罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求める旨を告訴いたします。

告訴事実1 原告の私の訴えを合理的根拠無く無視した棄却判決(1,2号証)

20190829、前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町3丁目1番34号)22号法廷において、渡邊和義は、包囲網として通謀して、前橋地裁民事第1部A係の前橋地裁H30ワ356慰謝料請求事件の裁判長裁判官として、公正な裁判を行うべき職務を装って、その職権を濫用して、後述の通り、原告である私の訴えを、合理的根拠無く無視した、その手続的無効性が誰にも自明な、社会通念上裁判とは呼べない、棄却判決を行いました。

全不法行為とも合理的根拠を欠いており、訴えの実質的な無視と言えることから、歴然たる法令(職責)違反であり、手続妨害であり、職務上の故意または過失による人権侵害であり、不法行為であると訴えたのに、正当業務行為と判定しました。

要するに、①全趣旨を考慮したが、②違法性は無い、旨の結論ですが、この2点とも虚偽です。
実質的根拠が無いことが不当だと訴えているのに、それを一切無視して、外形面だけを理由に適正であると判定しているのですから、職責放棄の呆れ果てた倒錯としか言い様が有りません。
全てが実質的に理由が無く、理由が無い以上は全趣旨を考慮したとは言えず、したがって違法性は無いなどとは言えません(論理則違反なし片手落ち)。

これは当たり前に、私の訴権(自決権(憲法13条))や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)や裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害ですから、無効な判決です。

このように、自由心証主義ないし事実認定の基本原則を遙かに逸脱しており、裁判所として有り得ない瑕疵を全不法行為で、更には別件(告訴状A II等)でも、重ねていることの相互関連性をも総合すれば、明らかに故意の害意です。

詳しくは後述の通りですが、もう少し要点を列挙すれば、

1 群馬県警の歴然たる法令(職責)違反を無視したこと

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視すれば、当り前に、法令(職責)違反です。沼田警察署は外形的に対応したに過ぎず、実質的に何一つ捜査していません。

2 天文学的に超高度の蓋然性の数々を無視したこと(事案解明責任の放棄)

B 20150111 からの一連の猟銃による組織的脅迫(主要事実)、C 20170405 のサイトウ郵便局員の睡眠中の配達(主要事実)、D II 村人の石井恵子の三度の留守宅内侵入(主要事実)、これらの事件の群馬県警沼田警察署による組織的隠蔽(基礎事実)、に記載した各蓋然性を無視しました。

これらの無視の内訳は後述の通り、①判定洩れ(=脱漏、言及自体が無い)、がほとんどで、②理由不備(心証だけで理由が無い)や、③片手落ち(判断要素の欠落)、も散見されます。

★犯人隠避です

民事訴訟ながら、①検察庁による告訴の妨害の打開の為の訴訟と明記していたこと、②三罪を明記していたこと、③たとえ民事訴訟であっても裁判所は職権で然るべき処置を取れること、④裁判所には公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)が有ること、などから、告訴事実1により、告訴状Bに記載の、其々、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪の、群馬県警の、ヤナオカ、クロイワ、カワタ、タカダ、ワタナベ、ハギワラ、ノグチ、ハシモト、モギ、らを隠避し、国の刑事司法作用を妨害したと言えます。

★脅迫です

告訴事実1は甚だしく社会通念を逸脱しており、犯人隠避の必要以上に職権濫用の不当性を演出している点から、三審の通謀を前提とした一連の社会通念の偽装の陰謀であり、「(我々は)お前を認めないと社会的抹殺の意図の無言の威力脅迫の害意、としか説明が付きません。

また、そのような国家的隠蔽の状況が齎す無言の脅迫効果は絶大です。

職責放棄の無効な判決です

一審の主な不当性は、理由(合理的根拠)が無いこと(示していないこと)です。

そもそも裁判一般の本質は、紛争の解決の為に、①中立機関が、②紛争原因に対して、③正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、です。

然るに、②紛争原因を無視して(誤って)おり、③正当な基準を適用していません(脱漏)。

したがって一審は、形式面からも内容面からも、およそ私の裁判とは呼べず、無効です。

これは法的には、「請求の原因」に当る部分を無視しており(裁判の脱漏、自由心証主義の逸脱)、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(日本国憲法 76 条〇3)、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法 247 条)、に違反しています。

一連の社会通念の偽装の陰謀です

つまりこれらは、「(私の場合に限り)適法行為」の旨の虚偽(判例違反・経験則違反)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力による社会秩序の混乱を避ける狙いの、一連の日本限りの社会通念の偽装

の陰謀なのであり、最高裁による上告却下(告訴状B7)こそが、その総仕上げです(3,4号証)。

当り前の数々を無視することの犯罪性

無視したものは、いざれも判決への影響が必至の基礎事実ないし主要事実であり、また、「合理的な疑いを超える程度の確信」を得られることばかりなので、必然的に手続(告訴)妨害となり、原告への人権侵害となること、は誰にも自明(100%予見可能)です。

なお、当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、などであり、その不当性は、第一に、反社会性であり、著しい不合理は、公序良俗違反(民法90条)です。

第二に、人権侵犯性であり、私の被害者性を合理的根拠無く無視しており、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、「(我々は)お前を認めない」との、社会的抹殺の意図の人格的生存(生命、自由、名譽)への無言の害意であり、生命に対する権利(憲法13条)や訴権(自決権(憲法13条))ないし適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)ないし裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です。言い換えると、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、職権濫用による手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法2条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則違反(民法1条)であり、また、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(公序良俗の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言えるので、公序良俗(民法90条)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法49条)であり、非行(国家公務員法82条)であり、信用失墜行為(国家公務員法99条)であり、職務上の故意または過失であり、私への公然たる非人扱いです。

警察の組織的隠蔽であること(各事件共通)

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視すれば、当り前に、法令(職責)違反です。

当り前の故意の疑いを、常に、根拠無く無視しています(経験則違反又は論理則違反)。

合理的根拠が無い以上、正当業務行為どころではなく、手続妨害であり人権侵害です。

つまり、常習的な、理由を告知しない受付拒否(犯搜61条)と言え、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害です。

また、個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防(警察法2条)、刑訴法189、239条2、犯搜4、5条、犯搜63条、刑訴法242条、などの法令(職責)違反です。

同時に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反です。

罪名

以下の脅迫罪と犯人隠避罪は観念的競合、公務員職権濫用罪は二罪の牽連犯と考えます。

渡邊和義に対し、脅迫罪(刑法第二百二十二条)

告訴事実1により、渡邊和義は、既述の通り、包囲網として通謀して、私への脅迫の意図を持って、既述の職権を装って、その職権を濫用して、実質的な司法拒絶の形で判決の不当性を演出することによって、憲法遵守義務に反して当該訴訟と私の権利行使を妨害し、既述の気勢を重ねて暗示し、もって、私の社会的抹殺を狙った人格的生存(生命と自由と名譽)への害意の無言の威力脅

迫を行い、私を恐怖させたので、脅迫罪です。

渡邊和義に対し、犯人隠避罪(刑法第百三条)

告訴事実1により、渡邊和義は、既述の通り、包囲網として通謀して、既述の同人らへの刑罰を免れさせる為に、既述の職権を装って、その職権を濫用して、実質的な司法拒絶の形で判決の不当性を演出することによって、憲法遵守義務に反して当該訴訟と私の権利行使ひいては告訴を妨害し、国の刑事司法作用を妨害し、既述の同人らを隠避しましたが、同人らの罪状が、いずれも罰金以上の刑に当ることは明らかですから、犯人隠避罪です。

渡邊和義に対し、公務員職権濫用罪(刑法百九十三条)

告訴事実1により、渡邊和義は、既述の通り、包囲網として通謀して、上記の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、既述の職務を装って、その職権を濫用して、実質的な司法拒絶の形で判決の不当性を演出することによって、憲法遵守義務に反して当該訴訟と私の権利行使を妨害し、裁判の公正という公益を侵害し、また一方で、私に本来は義務も必要も無い本告訴状を作らせたので、違法であり公務員職権濫用罪です。

私の訴えと一審判決の瑕疵

訴えたのは、B(猟銃)とC(郵便局)とDⅡ(石井恵子)の3事件への群馬県警の対応です。各県警は以下のように、毎回常に、合理的根拠無く、私の訴えを無視していますが、これは当たり前に法令(職責)違反です。

言い換えると、毎回常に、合理的根拠無く、犯人側の鵜呑みです(超不合理・超不公平)。

B 一連の猟銃による組織的脅迫

★★★★★20150111 の違法発砲 全世界共通 脱漏

無意識下の、直線距離 31m からの、対面、発砲は、以下の通り、無条件の違法発砲です。

なお、下記の違法性はいずれも、警察の職責として、当たり前に判ることです。

また、同様事例の統計的希少性は、当たり前に、公知の違法性の証左です。

1★ 狩猟法違反 脱漏

至近距離が、38条3「弾丸の到達するおそれのある人」に当る

2★ 殺人未遂罪 脱漏

私の無意識下を承知の上なので、轟音によるショック死の惧れを当然に認識したはず

3★★ 暴行罪 無条件 100% 脱漏

無意識下かつ至近距離の轟音という、音波(物理力)による身体への直接攻撃です

4★ 侮辱罪 脱漏

無意識下、至近距離、私の畑、傍若無人な振舞い、周囲に3人の仲間

5★★ 自律権の侵害 無条件 100% 脱漏

無意識下、至近距離の轟音、私の畑、無断侵入

<u>6 ★★ 静穏権の侵害</u>	<u>至近距離の轟音</u>	<u>無条件 100%</u>	<u>脱漏</u>
<u>7 ★★ 脅迫罪</u>			<u>脱漏</u>
上記の各違法性を全て否定することが <u>不可能であることは誰でも自明過ぎるが故に、</u> この ような状況では発砲を見送って当然であるのに、そこを敢えて発砲したことが、「 <u>お前を</u> <u>撃つぞ</u> 」又は「 <u>お前を認めない</u> 」との <u>無言の威力脅迫の意図</u> を当然に暗示しています。			
<u>★★★★★普通は発砲しないこと</u>			

20150126 の通り道の血痕

「本件発砲からわずか二週間後に、本件発砲現場からわずか 200m の場所で、誰が(ハンタ一なら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで 20m も猪の死骸を持ち出して、解体したのか? また、なぜ間の 20m には血痕が無いのか?」という各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を殺すぞ」との無言の脅迫の意図や本件発砲との関連が、当り前に、疑われます。

なお、この通り道(村道)沿いは耕作放棄地ばかりなので、実質的に私しか通りません。

反論●●● 現場が公道だから、私を狙った行為とは言えない旨(判決書 4 頁) 片手落ち
これは、立地的に害意の告知ないし表示とは言えないとの主張に過ぎず、逆に、公道だからこそ残渣放置に当ることの恣意性を無視しており、少なくとも、上記の疑いを否定する根拠には、全く成り得ないことは誰にも自明です。

★★ 人為性の脱漏 99%人為現象です

柳岡が鳥の仕業とし、黒岩が残渣放置者不明のまま放置したことは、経験則違反です。

★ 残渣放置規則違反の脱漏

★★★ 本件発砲との関連による一連の脅迫の脱漏

上記の通り、200m、二週間後、通り道、偏在、多量、残渣放置規則違反、の総合

20150126 の通り道の子猪の死骸 2 匹(甲 3-1 映像)

「本件発砲からわずか二週間後に、かつ、実況見分からわずか 2 時間後に、本件発砲現場からわずか 200m の場所で、誰が、何の為に、通り道まで 20m も子猪の死骸を持ち出したのか?」との各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を殺すぞ」との無言の脅迫の意図や本件発砲との関連が、当り前に、疑われます。

★★ 人為性の脱漏 99%人為現象です

ずっと在った死骸が、血痕の実況見分から 2 時間弱の間に動かされる道理は有りません。

柳岡が鳥、黒岩が獸、の仕業としたことは、経験則違反の狂気の所見です。

2★ 残渣放置規則違反の脱漏

3★★★ 本件発砲との関連による一連の脅迫の脱漏

上記の通り、200m、二週間後、検証後二時間、通り道、残渣放置規則違反、一匹増、の総合

20150327 の通り道の大猪の毛皮(甲 3-1、3-2 映像)

「本件発砲現場からわずか220mの場所で、本件発砲から三ヶ月近くも放置していた巨大な猪の死骸を、誰が(ハンターなら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで20mもわざわざ持ち出して、捌いたのか?」という各恣意性を総合すれば、「この猪のように、お前を殺すぞ」との無言の脅迫の意図や本件発砲との関連が、当り前に、疑われます。

★★★ 人為性の脱漏 人為性 100%

同じ場所にずっと在ったこと。腐乱した死骸を今更捌いても無意味、説明が付かない。
また、獣ならこのように毛皮を鞣したり骨まで持ち去ったりしない。

★ 残渣放置規則違反の脱漏

★★★★ 本件発砲との関連による一連の脅迫の脱漏

上記の通り、既に腐敗、無意味、200m、二ヵ月半後、通り道、残渣放置規則違反、の総合

20150221 の高橋和俊のつきまとい(甲2-1 映像)

「本件発砲グループのリーダーが、何の為に(ダムに居た釣り人に用事とのこと)、日没直前の発砲できない時間に、ハンターの恰好で、私の散歩の帰途に、後から、単独で現れ、ダムの400mも手前で車を停めて姿を見せたのか?」との各恣意性を総合すれば、「お前を射殺するぞ」との無言の脅迫の意図や本件発砲との関連が、当り前に、疑われます。

★★★行動の辻褄が合わない点の脱漏

ダムに居た釣り人に用事なら、ダムの400mも手前で降りたのはなぜか?

なお別件訴訟では、狩猟の下見だった、と証言を擦り替えていましたが、下見は時間が空くと意味が無くなるので、普通は当日するものです。

1★★ 本件発砲との関連による一連の脅迫の脱漏

上記の通り、時間帯と用事の矛盾、帰途、400mも手前、後から、装備、の総合

C 20170405 のサイトウ郵便局員の睡眠中の配達

1 私に配達に関する記憶が全く無いこと(経験則) 過去に同様の経験は無いこと

2 ★● 受取サインが私の筆跡ではないこと この偽造サインの特徴は以下の通り

①井の字の右側の縦棒が左に曲がることは有りません。

②豊の豆の字の上の横棒は、こんなに短くは書きません。

③豊の豆の字の口は、こんなに横に狭くは書きません。

④豊の豆の字の右下の点が、右上に向かった後、引き返しており、明らかに書き損じです。
自分の名前を書き損じるはずがありません。

3★ インクの色がサイトウの供述と違ったこと

供述時、コタツの上のボールペンは青色のインクがセットされていたので、青であるはずなのに実物は黒だったから、虚偽の供述に相違ありません。

4● 当該配達証に私の指紋が無いこと(触っていません) 觸らずにサインできません

5● インクの成分が異なること(科学的分析) サインと三色ボールペンの黒

6 ゆうパックが在った位置が不審(経験則) そのままでは、寝転べない位置

7 不在時連絡票がそのまま残っていたこと(経験則)(2号証) 配達直後に破棄する習慣

8★★★ 群馬県警沼田署が当り前の検査をしなかったこと(甲5号証) 核心
当り前の検査によって確定したはずの事項は、本件配達証の受取サインの①筆跡が違うこと、②インクの成分が、三色ボールペンのいずれとも違うこと、③指紋が無いこと、です。このような当り前の検査を合理的根拠無くしないことに正当性など有り得ません。

★★★★ 上記1から8の総合的蓋然性の脱漏

★★ サイトウの住居侵入罪の脱漏

★ サイトウの脅迫罪の脱漏

★★★ サイトウの私文書偽造罪・同行使罪の脱漏

★ オオフジの犯人隠避罪の脱漏

★★★★★ 法令(職責)違反であること 脱漏? 理由不備? 片手落ち?

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視すれば、当り前に、法令(職責)違反です。群馬県警沼田警察署は外形的に対応したに過ぎず、実質的に何一つ検査していません。

D II 村人の石井恵子の三度の留守宅内侵入

石井恵子の不当性は、1 違法性が誰でも自明な行為(典型的な社会通念違反)を、2 私への超敵対的発言を重ねておきながら、厚顔無恥にもその後、3 必要も無く、4 サイトウ郵便局員を模倣して、5 「立入禁止」の表示を無視して、留守宅侵入を三度も重ねたことです。

1 ★★★★ 原則違法(自律権の侵害)が誰でも自明であることの脱漏 (100%)

①無条件の自律権(憲法13条)侵害であること(部分社会の法理では阻却し得ないこと)から確定的不法行為であり、更には、②事後に留守宅で物が紛失したりすれば当然に窃盗の嫌疑を受ける懸念があるなど、その反社会性は誰でも自明過ぎるがゆえに、それを敢えて実行した点こそが故意の害意の証左です。

留守宅内への無断立ち入りなど、当り前に、全世界共通に、認められていません。

ですから、D II 11号証の村人達の同意書は、共謀の証拠です。

まして、石井恵子は教員ですから、「立入禁止」の表示を無視してまで留守宅内に立入つて物を置くという人権感覚 자체が、稀有な時代錯誤であり、極めて不審です。

2 ★★★★ 村人関係が既に崩壊していたこと(D II 1~3号証)の脱漏 (99%)

石井恵子は、20170416 の村の総会②において、以下の超敵対的発言によって、私との人間関係を自ら崩壊させました。

2号P1上 「(石井恵子)民主主義だったら、総会の議題より後回しにすべき」 A

2号P1中 「(石井恵子)議題をやりましょう。議題を進めましょう。」 (説明)私が発言中

3号P4上 「(石井恵子)(郵便局の件は)ここで言う事じゃないと思いますよ」 B

(説明)AとBの発言を総合すれば、「お前を認めない」との意味にしかなりません。

3号P4上 「(石井恵子)違います、違うと思います。」 (説明)無根

3号P4中 「(石井恵子)おかしくないですよ。」 (説明)無根

3号P4中 「(石井恵子)他の人達は身の危険を感じてません」 (説明)論理則違反

3号P4下「(石井恵子)「総会を終わりにしましょう。」

(説明)私が発言中

3★必要性が無いことの脱漏

(90%)

屋外のポストで用が足りるので、現に、前任の私は一度も留守宅に立入っておりません。

4★★★前後の事件との相互関連性(模倣性)の脱漏

(99%)

石井恵子の留守宅内侵入は、20170405 の郵便配達員の居眠り中の屋内侵入(告訴状C)や、20200503 のヤマト運輸の配達員の入澤雄一の留守宅内侵入(告訴状CIV)と同類です。

つまり、「無意識・無防備を突いた行為」との共通点から、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるのだぞ」との、皆で通謀して同様行為を反復(模倣)してみせることによる、包囲網の組織力の誇示に相違有りません。

留守宅内侵入の脅威とは例えば、飲食物への毒の投入(生命)、ファイルの隠滅(財産)、人間不信による外出自粛(自由)、などです。

5★★「立入禁止」と入口に大きく表示していたこと(98%)

一回目侵入の直後から、両玄関扉の、目の高さに、黒マジックで大きく書いてありました。

6★「他人に家に入りたくない旨を告知済だったこと(D-II4号証) (90%)

世話人の前任は私であり、同年2月の引継ぎ時点で、私は2年分の費用を一括前払いしており、これは前例の無い稀有な申出なので、必然的に理由も説明しました。

7 三回とも物を置き去りにして、自分の犯行を誇示していること(50%)

配り物を置き去りにした点は自らの犯行のアピールであり、脅迫特有です。

8 一回目も二回目も風雨が弱かったこと(70%) 屋内の必要無し 三回目は雨無し

通常の風なら、屋外の郵便ポストでも、配り物が濡れる心配は有りません。

9 二回目の配り物は領収書だけであること(70%) 屋内の必要無し

10 二回目は、雨天の留守中という同条件を狙って待機していたと思われること(70%)

護持会は7月中の行事なのに、その配り物は8月15日でした。

11★★★★群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽こそが決定的証拠です (100%)

合理的根拠が一切無く、特に牧島の、「非常識は犯罪ではない」旨は犯罪的詭弁です。

合理的根拠が無い以上、正当業務行為ではなく、手続妨害であり人権侵害です。

★★★★ 上記1から11の総合的蓋然性の脱漏

★★ 住居侵入罪の脱漏

★ 脅迫罪の脱漏

★★★★★警察の法令(職責)違反であること 脱漏? 理由不備? 片手落ち?

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視すれば、当たり前に、法令(職責)違反です。

群馬県警沼田警察署は外形的に対応したに過ぎず、実質的に何一つ捜査していません。

●●反論 「牧島警察官が告訴状を受理拒否したことは違法ではない」旨(判決書4頁)

犯罪捜査規範 61 条に場所の制限は無いし、牧島秀夫には受理資格が有るので、この規定の立法趣旨(警察権力濫用防止)から考えて、当り前に、法令(職責)違反です。

●●●反論 「罪とならず」、「嫌疑不十分」、「証拠不十分」について

これは、行為として無条件の自律権侵害である点や、通常は選択しない行為である点、などの当り前の蓋然性を無視して、「菩提寺の世話人としての正当行為である」、もしくは「当村においては普通である」(部分社会の法理)、旨のいずれかの抗弁を無理に採用したものと思われますが、既述の通り、自律権の誤解釈です。

また、原則違法ですから、抗弁事実の立証が必要なのは、当り前に、被告訴人側です。

適用法令

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)

第1条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

第2条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

犯罪捜査規範(昭和三十二年七月十一日国家公安委員会規則第二号)

第二条2 捜査を行うに当つては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない。

第三条(法令等の厳守) 捜査を行うに当たつては、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号。以下「刑訴法」という。)その他の法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。

第四条(合理捜査) 捜査を行うに当たつては、証拠によつて事案を明らかにしなければならない。

2 捜査を行うに当たつては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようになければならない。

第五条(総合捜査) 捜査を行うに当つては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めるようにしなければならない。

第六十一条 警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

第六十三条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

第六十五条 書面による告訴または告発を受けた場合においても、その趣旨が不明であるときま

たは本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書(補充調書)を作成しなければならない。

日本国憲法 第七十六条 ○3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

第二百三十九条○2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

第三条(裁判所の権限) 裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

第四十九条(懲戒) 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によって懲戒される。

挙証方法 証拠説明書と1から4号証

付属書類 証拠説明書と1から4の全書証

以上

告訴B 5 証拠説明書 20210126

番号	標目	媒体等	立証趣旨
1号証	前橋地裁H30ワ356 慰謝料請求の原告 の平成30年12月25 日付の準備書面 (4)	プリント 20181225 私が作成	立証すべきは、 <u>当該訴訟での原告の私の主な訴えの内容</u> です。 この通り、 <u>いずれも合理的根拠をもって、当り前のことを訴えており</u> ますが、2号証の判決書では無視されております。 なお当該事件では、 <u>B(獣銃)とC(郵便局)とDⅡ(石井恵子)の3事件を一緒に訴えることにより相互関連性を強調したのに、被告にも裁判所にも一貫して無視されたため、その度に反論を重ねたことにより、「口頭弁論の全趣旨」(提出書面)の総量は膨大となっておりますので、その中で、<u>焦点が最も簡潔な本書面を代表として提出します。</u></u>
2号証	前橋地裁H30ワ356 慰謝料請求事件の 20190926判決書	コピー 20190926 渡邊和義が 作成	立証すべきは、 <u>これが、原告である私の訴え(1号証)を、A合理的根拠無く、B無視していること</u> です。 <u>法令(職責)違反かつ人権侵害(訴權(自決権)や適正な手続を受ける権利や裁判を受ける権利)</u> となることは、あまりにも自明過ぎ、 <u>社会通念を無視した、有り得ない判決</u> と言えるがゆえに、私への害意の証左です。 無視には以下の3類型が有り、いずれも広義の、 <u>理由不備、形式不備、論理則違反、訴訟ルール違反</u> 、です。 ① <u>判定洩れ=脱漏</u> (言及が無い場合) ② <u>理由不備</u> (心証だけで理由が無い場合) ③ <u>片手落ち</u> (判断要素の欠落)
3号証	被害届2018	プリント 20210118 私が作成	立証すべきは、 <u>当該判決の動機である、包囲網の実在</u> です。 <u>包囲網</u> とは、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、 <u>私へ社会的忖度による非人扱いの輪(いわゆる女のブラックリスト)</u> です。 恣意性一覧表とセットで総合して頂くことで、 <u>類型的一貫性や相互関連性</u> として、包囲網の実在を訴求しております。
4号証	恣意性一覧表	プリント 20200804 私が作成	立証すべきは、 <u>当該判決の動機である、包囲網の実在</u> です。 各蓋然性を数字で考えれば疑いの余地は有りません。 各事象(事件)毎に確率数字で示した通り、各事象には其々極めて高度の恣意性が有るので、まして、それらが私だけに集中している蓋然性(相互関連性)を合理的に総合すれば、包囲網の実在としか説明が付きません。 <u>全てが私限りの隠蔽判決であり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前のこと(社会通念)を認めないことに</u> <u>よって皆で犯罪を正当化し、その判例を永久にタブー扱い(封印)することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を封じる狙いの、日本限りの陰謀(Conspiracy)であり、最高裁による上告却下こそが、その総仕上げです。</u>

平成 30 年 12 月 25 日

前橋地方裁判所民事第一部 御中

原告 今井豊

準備書面(4)

本書は、群馬県警による不法行為の範囲を明確化する為の集大成として提出いたします。

そのために、まずここで既提出文書との関係(位置付け)を整理しておきます。

訴状では不法行為になりうる事実が 27 個有りましたが、釈明を求められたため、20180904 釈明書ではこれを類型化して 12 グループに集約しました。

第一回期日 20181011 において、裁判長から証拠とすべき録音の反訳書の提出を求められたため、20181022 に 7 つの反訳書を提出しました。

これを引用してみたところ、類型別で不法行為を主張することに困難を感じたので、切り分け基準を個人別・時点別に変え、20181205 補足説明書では 7 人の不法行為に絞りました。

なお、ここまで主張は、本来は最初の訴状ですべき基本的主張であると判断したので、補足説明書は訴状の訂正として提出しました。

私が訴訟の基本的約束事、つまり証拠一覧に記載していても本文の中で引用しなければ証拠調べされない事や、証拠とすべき録音には反訳書(書証)が必要な事、などを知らなかつた為に手順が前後し、様々な点でわかりにくくなってしまった事をお詫びします。

なお、準備書面(1)は答弁書への反論であり、準備書面(2)は準備書面への反論であり、準備書面(3)は(2)の訂正部分だけであり、いずれも不法行為の増減はありません。

このような経緯から、本書の内容は 20181205 補足説明書がベースであり、最初の訴状に比べると、不法行為の数を大幅に絞ることになりますが、これはひとえに論点明確化の為です。20180904 釈明書の冒頭に記述の通り、私としては不法行為全体の態様としての犯罪性を強調して裁判所の皆様の犯罪告発義務に訴求したいのはやまやまなのですが、そこは民事訴訟ですから、しょせん限界が有るのかな? と思い直した結果でもあります。

充分な証拠の無い事実について、今、存否を争うのは得策でないと判断しましたので、

20180904 釈明書の 12 類型のうち、5、7、9、12 を不法行為の対象から取り下げます。

ですから取り下げ分についてはひとまず保留ということであり、絞り込みによって対象外とした不法行為についてこれまでの被告側の主張にはこれ以後は触れませんが、今後の問題(既判力的懸念)として決して是認するものではありません。

法的評価や背景や動機等については基本的に既提出の通りです。

群馬県警の基本的不当性(判断として無効であり手続妨害であること)

一般人の言葉で言えば、全てデタラメとかインチキな判断です。

被告側は適切に対応したと主張していますが、下した判断が全て合理性が有りません。

最も主要な可能性(要素)であるはずの脅迫の疑いを根拠無く排除しております。
つまり判断すべき主要要素の欠落であり、判断の成立要件を欠いております。
そしてその著しく不合理な判断が脅迫の疑いの排除という点に集中し、時系列的にも常に隠蔽の方向に極めて一方的に不公平に傾斜しており、その点が故意を強く示唆しています。
私のアクションの全てが被害の訴えですが、これらも一種の手続と捉えられますし、その手続要件つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、当然に被害は解消しませんから、手続目的を達成できない為に手続として無効です。
自治の権利(自由権規約 1 条)の侵害に基く適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の侵害です。
これは証明書の三つの類型(I 不合理な判断、II 受理拒否、III 無視)全てに当てはまります。
I と III については主要要素への判断を欠いており、著しく不合理であり実質的な訴えの無視ですから、そもそも判断としての成立要件を欠いており無効です。
II については、受理しない理由を告知していないか理由が虚偽であり、違法な受理拒否です。
要するに群馬県警は一度も私の訴えを否定する合理的根拠を示したことありません。
被告側の準備書面も、判断したという主張ばかりで、その合理性の有無に触れていません。
行為の態様としては後述の通り、事実を否定する著しく不合理な事実を否定する判断(著しい信義則違反)を重ね、私の適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の行使を妨害しました。

犯罪性の強調(公的機関の不法行為は全てが職権濫用による脅迫と隠蔽です)

これらは不法行為であると同時に職権濫用による隠蔽であり私の生命への無言の脅迫です。
その隠蔽の仕方に度を超えた露骨な非人間扱いが目立つので、そこに不当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。
こうした対応の違法性、つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、通常は選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかのありえない特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせる」という無言の威力の意図を如実に示しています。

群馬県警の対応の前提には警視庁(訴状 A)・埼玉県警(訴状 A II)による脅迫殺人への関与の隠蔽という巨大な動機(高度の恣意性)が存在します。

単純明解な隠蔽の証明(恣意性一覧表の活用)

恣意性一覧表の記載事項について、それを否定した根拠を質せばよいのです。
彼らは事件性を否定したはずですから、合理的根拠が示せなければ嘘になります。
正攻法として千の言葉を並べるよりも、これが最も単純明快かつ言い逃れしにくい方法です。

各原事件の焦点

なおこれらは原事件の事件性の強調の為の記述であり、いずれも沼田署による隠蔽が伴っており、それ自体も別の大きな恣意性ですが、ここでは触れません。

獵銃脅迫事件(詳細は訴状に記載の通りです)

狙撃グループの脅迫目的は、おそらくは 2009. 02. 20 の私の叔母の太田まり子の脅迫殺人の脅迫効果が薄れつつあると感じた為に起こした、包囲網による直接的な脅迫の第二弾と思われます。

つまり群馬県警には警視庁・埼玉県警による巨大不祥事の組織的隠蔽という有力かつ明確な動機(高度の恣意性)が存在します。

I 最初の狙撃の際立った異常性(事実経過①)(偶発性 1/100000000)

①私の知らぬ間に(無意識下で)正面方向から私の畑の中に約 30m 踏み込んで、いきなり②至近距離 30m から、③ほぼ対面で発砲しました。当日は晴天で風も強くなくて、④視界は良好で両者を遮る物は何もありませんでした。

私は焚火を挟んで発砲者と対面方向で椅子に腰掛けて火を眺めていました。

彼は私の正面から畑の中深くまで踏み込んで至近距離から狙撃することによって、脅迫行為であることを敢えて視覚的に私に明示したのだと思います。

私が最初に目撃したのは発砲者が体ごと銃口の向きを遠ざける動作です。

1 明らかに違法な発砲であること

まず、狩猟法第 38 条 3 「弾丸の到達するおそれのある人」に当たります。

また、無意識下という状態を承知の上で轟音による物理力を直接行使したことにより、暴行罪にも当たります。

発砲者に聞こえる音よりも、銃口が向いている方向で聞こえる音のほうが大きいことは言うまでもありませんし、轟音でショック死する惧れも感じました。

私が居たことは認識していたと供述していますし、発砲者が体ごと銃口の向きを遠ざける動作は、私の無意識への表象(認識)を証明しておりますから、故意は否定しようがありません。

重要なのは、私が無意識の状態にあることを承知の上で発砲したことの恣意性です。

この発砲者は色鮮やかな蛍光色のジャンバーを着用しており、私の対面方向から畑に侵入しましたから、ほんの一呼吸待てば私が発砲者に気付いたと思われますが、なぜそれを待たなかつたのかが極めて不審です。

そもそも焚火をしている人間の近くにノコノコ現れる鹿がいるものなのか、甚だ疑問ではあります。

そういう鹿であれば、慌てて撃たなくとも逃げないのではないかと思います。

つまりこの恣意性とは、轟音によって驚かせようとしたのか、あるいは真の銃口の方向を目標させまいとしたのか、その二つの意図を両方持っていた疑いが強いです。

言い換えると、違法性が自明だからこそ、前例の無いほど稀有な発砲なのだと思います。

2 この発砲に高度の恣意性を感じないことの異常性

このような①獵銃で、②発砲者は被害者を認識しつつ、③被害者は無意識下で、④至近距離で、⑤ほぼ対面で、という条件に該当する発砲の出現確率の統計情報を開示してください。

それから、この発砲の再現実験を要請します。 使用した弾丸の種類が特定できないなら、

可能性の有るもの全てについて音の大きさの計測数値を示してください。

それらの数値を踏まえて、この無意識下の発砲に恣意性を感じないことに合理性が有るか否かを検証すべきだと思います。

たとえば、この出現確率が一万分の一だったとして、残りの 99.99% は偶然ではない確率、

すなわち何らかの特別の意図(恣意性)を示していると考えます。

(なお、この至近距離の定義は、狙撃すればほぼ確実に命中する距離、または轟音が暴行に当る距離であり、直感的には直線距離 50m くらいまでかと想定します)

3 被疑者の主張を盲信することの異常性(狙撃=殺人未遂の疑いを無視)

確かにことは発砲者と私との位置関係だけであり、その他の状況、つまり獲物が実在したか否かや、銃口の方向、着弾点などは証拠が無いのであり、全て発砲者の言葉を鵜呑みにしているに過ぎません。つまり全てが脅迫者である発砲者の口実であり狂言である惧れを否定できません。現実に獲物にかすってもいないです。

4 私の主張を根拠無く否定することの異常性

ヤナオカは違法ではないと言っただけで、一度も法律名を告げておりません。

また、脅迫である、少なくとも何らかの特別な意図であるとする私の訴えを、告知が無かつたことだけに固執して否認し続けました。

つまり違法ではないことや恣意性を否定することの合理的根拠を一度も示しておりません。

銃器の殺傷力は自明ですから、害意の対象も自ずと生命か身体に絞られます。

つまり無言の脅迫を否定する根拠など無いのです。更に言えば、たとえ脅迫の定義には該当しないとしても、既述の何らかの高度の恣意性を否定できないのです。

無言の脅迫とされた判例がいくつもあることをたとえ知らなかつたとしても、「銃器による脅迫に言葉が必要ですか?」と抗議されても見直していないのですから、故意は明らかです。

II 後続の脅迫行為の数々(事実経過③、④、⑤、⑪、⑬、⑯、⑰、⑱、22、27、28)

これらは既述の発砲の恣意性の上に、それぞれ別の恣意性として存在しますから、総合的な恣意性の確率としては掛け算になることは言うまでもありません。

1 狙撃者への処分の有無を秘匿し続けたこと(偶発性 1/100)・・・警察の恣意性

この存否は、その後の血痕や猪の死骸の件についての事件性の判断に大きく影響したはずです。

当事者の私が再三質問している(甲 27、甲 29 など)のに、今まで答えなかつたことは、それだけで訴訟の妨害であり不法行為だと思います。

ちなみに賠償請求の為に発砲者の身元を教えて欲しいという要請も無視し続けています。

2 通り道上の血痕の散乱(偶発性 1/100000000)

(1)位置的恣意性が極めて高いこと(死骸の場所から通路までの道中の約 20m にほとんど見られず、通路上に集中していたこと) つまり散乱状況に恣意的な偏在が見られました。

(2)撒かれた血肉の量が異常に大量と推定されること

捌かれたのはウリ坊二匹のはずですが、それを遙かに超える量が脅迫目的で撒かれたと思われます。通路上に大きな穴が二十個ほど空いていたのをクロイワも見たはずです。

また、集まっていた一万羽の鳥もそれを物語っています。これも再現実験を要請します。
どれぐらい撒けばどれくらいの穴ができ、また、どれくらいの数の鳥が集まるのか?

(3)何らかの注意なり行政処分を受けた狙撃グループの仕業だとすれば、極めて無神経かつ不審な行為であること

クロイワによると「残渣放置規則(狩猟法第 18 条)への抵触を念頭に調査した。しかし、当

該ハンターは判明しなかった」とのことですが、これでは調査したことになりません。大猪の死骸には弾丸が残っていたはずです。

そうすると放置した正当理由は今だ不明ということですか? ハンターにも縄張りがあるので、普通に考えれば99%は狙撃グループの仕業だと思いますが、狙撃グループは否認したのですか? もしそうであるならハンター以外の者の仕業ということになり包囲網による常時監視の証明となります。

3 ④2015.1.26(月)17:00頃、小猪の死骸が二つとも私の帰途上に出現したこと(位置、偶発性1/100)、また、クロイワ検証後わずか二時間弱の間に出現したこと(タイミング、偶発性1/100)

獣や鳥が動かす可能性は隕石に当るがごとく、無視できるほどに小さいと思います。

鳥はおそらくクロイワの検証時点で既に一羽も居なかつたと思います。

また獣の習性として、持ち帰るつもりで動かしたのならそうするはずです。

繰り返しますが、この再現実験を百回行っても一度も通路上には残らないと思います。

4 ⑬2015.3.27(火)18:16 大猪の死骸が解体され、その毛皮だけが私の通路上に置かれていたこと(甲3-1、甲3-2)(偶発性1/10000)

もし当初置き去りにした正当な理由(感染症など)が本当にあったのなら、二ヶ月以上経ってから腐乱した獲物を捌いて持ち去る理由が有りません。極めて不審な行為です。

5 群馬県警の恣意的な対応(偶発性1/100000000)

郵便局事件(詳細は訴状に記載の通りです)

20170405 20時頃、沼田郵便局サイトウは、玄関入ってすぐの縁端で居眠りしていた私の睡眠中に住居侵入し、ゆうパックを顔の横に置き去りました。私は目が覚めるとすぐにこの不審に気がつきました。配達を受けた記憶が全くありませんし、不在時連絡票もそのまま残っていました。今にも転げ落ちそうな場所に置いたまま寝転ぶはずもありません。翌日0406の日中にサイトウに電話したところ、私が配達票を受け取って、コタツの上のボールペンでサインしたと言いました。しかし、その場で確認すると、その三色ボールペンは晝になっていました。コタツの上にはシャープペンとこのボールペンしかなく、このボールペンは滅多に使いません。ここでサイトウの犯行を確信した私は、さっそく通報し、みなかみ交番から現場検証に来てもらう手はずになりました。一方で、沼田郵便局オオフジに電話し、現場検証に必要なので該当配達証の現物を今すぐ持参してほしいと要請したところ、「一旦回収したものは絶対に外に持ち出せない」と断られました(これが虚偽であったことが約半年後に判明しました)。翌朝0407、沼田郵便局に出向き、配達証の現物を確認したところ、黒インクであり、かつ私の筆跡ではありませんでした。

さっそく通報し沼田署のマキシマラに現場検証を要請しましたが不当にも却下されました(甲5)。

動機は、私の叔母の太田まり子の殺害(の疑い)に東村山郵便局が関与している疑いが強く、その関連での脅迫による隠蔽と推定します。

整理しますと以下の通りであり、脅迫目的が肯定できないにせよ、何らかの恣意性の存在に

疑いの余地はありませんから、これで捜査令状が取れぬはずはありません。

- ・本人の私が筆跡が違うと確信している事(偶発性 1/100)
- ・インクの色が証言と違う事(偶発性 1/100)
- ・該当配達証に私の指紋が無い事(偶発性 1/100)
- ・オオフジが嘘をついていた事(偶発性 1/10)
- ・沼田署の異常な対応(偶発性 1/100000000)

石井恵子事件(詳細は補足説明書と甲 8 反訳書に記載の通りです)

要は、郵便局事件の模倣犯であり、世話を装って留守宅への侵入を三度繰り返しました。

沼田署は主に村八分の状況を理解しないことや虚偽によりこれを隠蔽しました(甲 8)。

I 人間関係が完全に崩壊しており、無断で留守宅内に立入れるはずがなかったこと

1 公衆の面前で私の発言を二度も妨害したことと暴言であること、郵便局事件の直接的隠蔽であること(偶発性 1/100)――

2 異常な村人達の対応(録音有)が包囲網であることを示唆(1/100)――

II 屋内侵入の正当性が無いこと――

1 「自宅に入りされたくない」と告知済のはずであること(1/10)

2 二回目からは玄関扉に「立入禁止」と大きく書いてあったこと(1/10)――

3 当日の天候が主張とは違っていたこと(二回とも風雨が弱い)(1/10)

4 二回目の配り物は重要なものではなく、そもそも屋内に立ち入る必要が無いこと(1/10)

5 二回目は雨天の留守中という状況を狙って半月以上待っていたと思われること(1/10)

6 三回とも物を使って自分の行為であることをアピールしていること(1/2)――

III 無意識の不意を突く行為という、サイトウ郵便局員の住居侵入との共通性(1/10)

IV 沼田署の異常な対応(偶発性 1/100000000)

不当な対応(威力)の類型

無視

返事無や飛躍などの形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)がありますが、いずれにせよ合理的な根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約 1 条)や人間として認められる権利(憲法 13 条)の侵害であり信義則違反です。

無根 合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。

抗議を無視 100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

職責放棄 職権濫用の一形態であり、作為義務を果たそうとしないことです。

ゾンビ化(無視 無根 抗議を無視 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

例えば、私の主張を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、それに抗議してもなお無視して、同様の発言を延々と繰り返します。これらは信義則違反の重複であり連鎖です。

抗議しても見直さず、同じ主張を繰り返すことは実質的な会話の放棄です。

このようにゾンビ化とは本質的には無視であり、言い換えると非人間扱いです。

そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しております。

不当な発言の類型

以後、本書中の引用で下記の発言類型に該当する場合は説明を省略します。

発言類型 1 「捜査機関の判断には介入できない」 職責放棄 無視 無根 威力
犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから介入できないはずはありません。
事実調査しなければ犯罪(人権侵犯)事実の有無を確認できず、犯罪告発義務を果たせません。
また、作為義務の中に捜査機関を例外扱いする規定は無いはずなので虚偽です。

また、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

包囲網の威力を示す合言葉です。 ハラダ、フクダ、トドコロ、トミオカなど

発言類型 2 「警察がそう判断したので違法性は無い」 職責放棄 無視 無根 威力
作為義務の中に捜査機関を例外扱いする規定は無いはずなので虚偽です。

また、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

ですから、何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断じることは、事実を否定する判断であり、少なくとも否定する合理的根拠を示していないので無根です。

包囲網の合言葉です。 トドコロ、トミオカなど

発言類型 3 「ここは捜査機関ではない」「我々には捜査権限が無い」

職責放棄 無視 無根 無意味 飛躍 威力

発言類型 1 と同趣旨と思われますが、当然に誰でも承知していることなので無意味です。

公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2) を果たすには、何らかの判断基準が必要です。

包囲網の合言葉です。 ハラダ、警視庁サトウ、トドコロ、トミオカなど

発言類型 4 「それは貴方が思っているだけ」 職責放棄 無視 無根 無意味 威力
私の主張を否定する意図と思われますが、お互い様なので無意味です。包囲網の合言葉です。

タカダ、マキシマ、ハラダ、フクダ、トミオカ、前橋地検タカハシ、サトウなど

発言類型 5 「それは(加害者)に言え」 職責放棄 無視 無根 無意味 威力

目の前の強盗と相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。

包囲網の合言葉です。 ハラダ、フクダ、トミオカなど

発言類型 6 「それはうちではない」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力

発言類型 3 と同趣旨と思われますが、手続目的を無視しています。

包囲網の合言葉です。 タカダ、マキシマ、ハラダ、フクダ、トミオカなど

発言類型 7 「侵犯性(違法性)が無い」 無根 無視 職責放棄 威力

私が訴えた恣意性を否定する合理的根拠を示していないので信義則違反であり、論理矛盾で
あり事実を否定する判断です。 私に無駄な説明を繰り返させています。包囲網の合言葉です。

ヤナオカ、クロイワ、タカダ、マキシマ、ハラダ、フクダ、トドコロ、トミオカなど多数

発言類型 8 「だから、何をもって?」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力

既に充分な恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。包囲網の合言葉です。 カクタやフクダなど

個人別の不法行為

ヤナオカの不法行為(釈明書の不法行為 1 と 3)

1 2015. 1. 11(日)18 時頃、沼田署(沼田市上原町 1738-1)から私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)への通話において、この日に現場検証した午後 14 時頃の発砲について、恣意性の高さを強張したのに根拠無く否定して著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

2 2015. 1. 27(火)夕方 私の自宅から沼田署への通話において、通り道上の血痕の散乱の件について著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

私は処分の有無と位置の恣意性(通り道までの道中に見られず通り道上に集中)と量の恣意性(捌かれたウリ坊二匹と比べて、大穴が二十個と一万羽の鳥が吊り合わないこと)を理由に狙撃グループの脅迫と主張し現場検証を要請しましたが、ヤナオカは「③も④も⑤も全て 100% 鳥の仕業であり事件性無し」と主張、「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。例の注意なり処分はしたのか?」と抗議しても答えず、根拠無く現場検証を拒否しました。

(説明) 人為性という排除不可能な可能性を根拠無く排除しており、判断として無効です。また、獣や鳥の仕業の可能性は隕石に当る確率に等しく無視できるほどに小さいと思います。つまり総合すれば、著しく不合理というより、事実を否定する異常な判断です。

3 前項の通話において、通り道上の小猪の死骸の件について著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

私はこの処分の有無と位置の恣意性(二匹とも通り道上)とタイミングの恣意性(クロイワの現場検証から間も無いこと)を理由に脅迫と主張しました。

(説明) 人為性という排除不可能な可能性を根拠無く排除しており、判断として無効です。つまり総合すれば、著しく不合理な判断を飛び超えて、事実を否定する異常な判断です。

クロイワの不法行為(釈明書の不法行為 2 と 4)

1 2015. 1. 26(月)15 時頃、検証現場(上牧 2517-2)から畠(上牧 2521-1)の私への携帯通話において、通り道上の血痕の散乱の件について著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

私は処分の有無と位置の恣意性と量の恣意性を理由に狙撃グループの脅迫と主張しました。クロイワはまず、ハンターが普通に獲物を捌いた結果だと言いましたので「それはおかしい。真っ先に狙撃グループとの関連を疑うべき。発砲者への例の注意なり処分はしたのか?」と質すと返事は有りませんでした。

(説明) 処分の有無を知らなくては、この事件性を判断できないと思います。これは最大要素である何者かによる恣意性への判断を欠いているので、判断として無効です。つまり総合すれば、著しく不合理な判断を飛び超えて、事実を否定する異常な判断です。

2 2015. 1. 29 午前、私の自宅から沼田署への通話において、通り道上の小猪の死骸の件について著しく不合理な事実を否定する判断を行って私の申出を妨害したこと

私はこの処分の有無と位置の恣意性(二匹とも通り道上)を理由に狙撃グループの脅迫と主張しました。

クロイワは「100% 獣の仕業であり事件性無し」と根拠無く人為性を排除した判断をしました。

(説明)これは最大要素である人為性への判断を欠いているので、判断として無効です。つまり総合すれば、著しく不合理な判断を飛び超えて、事実を否定する異常な判断です。マキシマの不法行為(項番は釈明書の不法行為 8 と 6、甲 5、甲 8 の反証書)

1 2017.04.07 12:19 沼田郵便局(沼田市西倉内町 819)での通報後の会見(甲 5)において、記述のように、私の主張をことごとく無視して著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと

(説明)詭弁で私の主張を否定し続け、勝手な主張を展開し続けました。

2 2017.8.15 18:04 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)での通報後の会見(甲 8)において、記述のように、私の主張をことごとく無視して著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと

(説明)詭弁で私の主張を否定し続け、勝手な主張を展開し続けました。

3 上記 2 の会見(甲 8)において、司法警察員であり受理資格は有るのに告訴状を受理拒否し、私の申出を妨害したこと

(説明)違法(犯罪捜査規範 63 条、刑事訴訟法 241、242 条)です。

被疑者不詳 S の不法行為(釈明書の不法行為 8、甲 5 反証書)

1 2017.04.07 12:19 沼田郵便局(沼田市西倉内町 819)での通報後の会見(甲 5)において、記述のように、私の主張をことごとく無視して著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返し、またこの時の約束を反故にして私の申出を妨害したこと

被疑者不詳 V の不法行為(釈明書の不法行為 6、甲 8 反証書)

1 2017.8.15 18:04 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)での通報後の会見(甲 8)において、記述のように、私の主張をことごとく無視して著しく不合理な事実を否定する判断を根拠無く繰り返して私の申出を妨害したこと

甲 5 号反約書より抜粋(マキシマと被疑者不詳 S の不法行為)

反 P1 上(私)いやいや、だからまず罪状を申し上げます。あの、文書ぎそうざい、あ、ぶんしょ、ぶ、文書偽造罪、これはゆうパックの控えを偽造してます。私のサインが書かれていますが、あれは私の筆跡ではありません。私は書いた憶えもありません。それが一つ。それから、ええ、寝ている間に、普通に声掛けされていれば起きる筈です。それ、それが無かつたということは声掛けをしてない、つまり、無断で忍び込んで置いてったと。無断で忍び込んだというところは住居侵入罪です。それから三つ目は、これは、威力による脅迫罪です。なぜかと言うと、8 年前の叔母の殺人、東村山署が、東村山郵便局の配達員が叔母の住所を洩らしたことにより発生した殺人事件の隠蔽を意図した組織的な脅迫です、これ。 そうですね? こんなに場所が離れているのに、それを意図してやっている、明確な動機があるわけです。 そうすると組織的と言えますんで威力です。威力による脅迫罪です。それが私の主張です。 それから、あの、物証は、だから、勝手に忍び込んだかどうかの決め手となる証拠は、あの控えしか無いんです。それしか無いですよね? あの、防犯カメラがあるわけじゃないんで、録音してたわけでもないんで、物証としてはユウパックの控えしかないんです。それが偽造です。私の署名ではないです。勝手に郵便局員が書いたものです。 で、

それはどうやって立証できるかというと、筆跡が違うというのと、色が違います。あの、配達員と昨日の朝、連絡取った、本人と連絡取った、本人の弁によれば、テーブルの上のボールペンを使って私が書いたというふうに証言してますが、そもそもテーブルの上のボールペン、今、黒ではないんですよ。黒ではない状態でセットされてん、三色ボールペンなん。で、あの受取は黒で書かれています。その点からも一目瞭然の偽造です。それから、おそらくあの紙そのものから私の指紋が出てきません。これは調べてもらえばわかります、指紋が無いです、なぜ無いかというと触ってないから。で、触らないでどうやってサインができたのか?

で、最初の、あの、相手の主張通りだとすると、私は紙を受け取って、で、テーブルまで行って、三色ボールペンを使って書いた、サインしたはずです。だったら、絶対に私の指紋が残ってなきやおかしいです、紙に。そうですよね?あとひとつ、ついでだから申し上げときましょう。インクの成分分析をすれば、たぶん、私のテーブルの上のボールペンと違う結果になります。つまり、証言と違う物を使って書かれています。とりあえず、私が握っているのはそれだけです。他にも状況証拠があります。

ゆうパックの現物が、私が寝ている枕元にあったこと。まさに、私は縁端にギリギリで寝ているのに、その私の肩口に置いてあつたんで、もう少しでゆうパックの包み、小包、箱が転がり落ちるような状態で有りました。それは、受け取ってから、そこに寝込もうとするんだったら、必ず邪魔になるはずです。片付けるはずです、別の場所に。そんなところにあるのがそもそもおかしい。それと、再配達用の控えがそのままテーブルの上に残っていました。私は、あの、再はた、配達を受けると、そういうものは邪魔なんでその場ですぐ破棄するんですよ、破り捨てるんです。それがそのまま残ってたということは、私の脳が配達したという認識が無いということです。つまり、黙って置いてたってことです、だいたいおわかりいただけましたか?

反P2中(マキシマ) そうすると、なに、黙って置いてたことが許せないつすこと?(説明)
★★★★★マキシマの不法行為1_開口一番_直前の反P1上からの説明を無視_否定する理由が無根_職責放棄_白痴化_威力_私の説明を全く無視してます (私)(苦笑)許せないでしょ、恐怖を与える行為ですよね? 反P2中(マキシマ)んん、それはだから具体的にさあ、具体的に、立証できるものが今の段階では無いでしょ?っていう話ですよ。(説明)

★★★★★マキシマの不法行為1_無視_無根_職責放棄_証拠は充分だと思います。直前の反P1上からの説明から私文書偽造と住居侵入が確信でき、充分に捜査令状が取れるはずです。犯罪行為が有る以上は何らかの特別な意図を否定できないはずです。

反P3下(マキシマ)だって、だって、郵便屋さんはさあ、物を配達するので、ごめんくださいって行がなきやなんないからさあ、たとえ入ったとしたって正当な業、行為でしょ?(説明)

★★★★★マキシマの不法行為1_反P1上からの説明を無視_無根_職責放棄_受取サインが偽造である限り正当業務行為ではありません (私)いやいや、や、正当行為というには声掛けがあったことが前提になりますよね? 反P3下(マキシマ)声掛けが、声掛けが無かつたっていうのは、起きてないという認識だからっていうことで。(説明)★★★マキシマの不法行為1_職責放棄_抗議を無視_無根_つまり無断の住居侵入だと認めている?

反 P4 中(私)意味がわかんないんだけど、その、少なくとも文書偽造罪んとこから捜査を進めていただけますよね? 私がしき、指摘しているんだから、私の筆跡じゃないつってんだから、その事実だけは確定してくださいよ、当たり前に、警察だったら。言ってることおかしい? 反 P4 中(マキシマ)だって、真っ向から対立してるんですよ?(説明)★★★★★マキシマの不法行為1_職責放棄_反P1上からの説明と抗議を無視_無根_犯人が否認するのは当然であり事件性の判断を放棄する根拠にはなりません。論理のすり替えです (私)言ってることおかしい? 反 P4 中(マキシマ)うん、だって、真っ向から対立してるんですよ?(説明)★★★★★マキシマの不法行為1_職責放棄_抗議を無視_無根_公平中正を事件性の判断基準にすり替えています (私)なんで筆跡鑑定しようとしないん? 反 P4 中(マキシマ)筆跡の鑑定、必要?(説明)★★★★マキシマの不法行為1_職責放棄_抗議を無視_無根 (私)(苦笑)必要? あの、これ以上話しても無駄なのかな? とりあえず気が無いんだったらそれでいいよ、もう録音したんだから。 (マキシマ)とりあえず気があるとか無いじゃなくって、 (私)だから、偽造だって言ってるじゃん、私はサインなんかしてません、寝てたんだからずっと、できようがないじゃない。 反 P4 下(マキシマ)だから、郵便局側さんに、偽造してまで、何してまで、やる(説明)★★★★マキシマの不法行為1_反P1上からの説明を無視_無根_職責放棄_自痴化 (私)だから、明確な動機があるでしょう? 殺人の共犯の隠蔽です。 反 P4 下(マキシマ)そこ行っちゃうと、全然俺んちわからない。そこ、それが動機だと言われると、ちょっとわからない。(説明)★★★★★マキシマの不法行為1_反P1上からの説明を無視_無根_職責放棄_自痴化
反 P5 上(私)年賀状の叔母の住所氏名を洩らしたことによって殺人げ、事件が発生したんです。だから、まあ共犯ですね、殺人の。共犯なんです、郵便局は、東村山は。東京のことをここで隠そうとして脅迫しているから組織的であり威力だつってるんです。 反 P5 上(マキシマ)郵便局が、旦那さんを脅迫すると郵便局に何か利益があるの?(説明)★★★★★マキシマの不法行為1_反P1上からの説明を無視_無根_職責放棄_自痴化_処罰を免れることが利益であることはあまりに自明です (私)(苦笑)あの、わからうとしてます? ふふふ、私、およそ警察の方の反応とは思えないんですけど。 反 P5 上(マキシマ)郵便局側が、何か利益があるの? 旦那さんを脅すことによって。(説明)★★★★マキシマの不法行為1_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_処罰を免れることが利益であることはあまりに自明です (私)はい、隠蔽できれば利益でしょうね。
反 P8 下(私)だって、主張が正しいことを証明するにはさあ、 反 P9 上(マキシマ)正しいか正しくないかはさっきも言った通り、一対一なんですよ。なおかつ(説明)★★★★★マキシマの不法行為1_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_犯人が否認するのは当然であり事件性の判断を放棄する根拠にはなりません。すり替えです (私)貴方の言ってることは、俺らが認めなきや事件になんねえよ、って言ってるよね? 反 P9 上(マキシマ)そうじゃない、そうじゃないよ、実害が無いんだから、そいで。(説明)★★★★★マキシマの不法行為1_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_生命への脅迫は精神的法益侵害です。実害など無関係であり詭弁です。 (私)(苦笑)実害ってのは目に見えるものばっかりじゃないでしょ? 精神的なマイナスがあったの。 (マキシマ)その精神的なものがまだ

(私)マイナスの法益を明らかに受けてるんですよ、私は。法益侵害があるんです。反 P9 上(マキシマ)それがごめんね、私達にはさあ、わあそら大変だね、っていうんがさあ、理屈的にはわかるんだけど、理屈的には、だけど話を聞いてぐと、その元になっている部分の結論が出てないんだから。(説明)★★★★マキシマの不法行為1_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_警視庁と埼玉県警による隠蔽を主張済であり沼田署による内部牽制を求めているのに無視してます (私)元は殺人事件ですから、当然脅迫の内容も、深刻なりますよ 反 P9 上(マキシマ)だから、そ、それが、それが殺人だっていうんだけど、警察的にはじ、交通事故で処理されてるってことなんですよ?(説明)★★★★マキシマの不法行為1_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_沼田署による内部牽制を求めています

反 P10 下(私)いや、あの、事件性無しという判断するんだったらご連絡いただかないとね。私は当然に事件性有りで捜査が進むものと期待しておりますので、もしそうじゃないんだったらどっかで連絡していただかないと、はい。 (被疑者不詳S)あ、わかりました。で、色々でも、あれだよね、今井さん、他にもね、持ってるんだよね、ね、あるんだよね?、うん、いっぱい、警察にいっぱい有るよね、何かね、入ってもらってね、もめてる、っていうんじゃないけど、まあ、うん。(説明)★★★★被疑者不詳Sの不法行為1_この約束を無視_無根_職責放棄_この翌日に沼田署にて三通の告訴状を提出しましたが、全て無視しており、この約束も反故にしております。これはもちろん信義則違反です

甲 8 号反約書より抜粋(マキシマと被疑者不詳Vの不法行為)

反 P4 中(私)あ、しますよ、ええ、要件事実、住居を侵す罪 ええ、4月29日15時頃、(マキシマ)いつの4月ですか? (私)今年の。 (マキシマ) はい。 (私)はい、被告人は脅迫の意図を持って、告訴人の留守中に住居に忍び込み、菩提寺の祈祷符を居間のコタツの上に置き去りました。

被告人は留守宅侵入、立入の理由として「祈祷符が雨水に濡れるのを心配した」と主張していますが、告訴人の軒下のつ、郵便ポストでも通常の雨なら濡れる懸念はありません。それよりも、詳しくは録音の通りですが、この時点での村人関係が既に極めて敵対的に悪化しており、いかなる理由があろうと、無断で留守宅に立ち入れるような状況ではありませんでした。つまり世話人、被告人は世話人という立場と雨天という状況を留守宅侵入の口実にしたと思われます。正当な理由の無い住居侵入であると思います。

次、威力による脅迫の罪

ええ、4月29日15時頃、被告人は脅迫の意図を持って告訴人の留守中に住居に忍び込み、菩提寺の祈祷符を居間のコタツの上に置き去りました。この住居侵入は同月5日の沼田郵便局員による告訴人住居侵入を意図的に模倣したものであり包囲網の威力による脅迫行為と思われます。脅迫の意図は「このように我々はいつでもお前の不意を突けるのだよ」ということだと思います。これを意図的模倣と判断する根拠は、まず被告人に模倣行為の実績があることです。詳しくは、ええ、4月16日、吉平地区の集会の録音記録の通りですが、会の終わりに「これもまた身の安全に関する情報ですが、最近、郵便局員が寝ている間に忍び込

み、配達物を枕元に置き去るという事件が起きました」と私が話し始めたところ、被告人が「そんなん、ここでする話じゃない」とむきになって妨害発言をしました。まずこの発言は直接的に先の郵便局員の犯行事例の紹介を妨害しており、その犯行を隠蔽しようとする意図はあきらかであり犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪が成立すると思います。この場合の犯人とは沼田郵便局斎藤配達員と思われます。なおこの発言は、この日の集まりの冒頭で告訴人が注意喚起しているところの「法に触れる発言」でありまして、前回 2 月 12 日の集会において、告訴人が猟銃脅迫事件のハンターグループの締め出し決議を提案した際、鈴木通夫氏が「そんなん、ここで話す、する話じゃねえ」という発言を繰り返して結局中断させました。その時の鈴木通夫の発言と一字一句同じです。つまり、鈴木氏は告訴人が最初から発言の理由を説明して始めているのに、まるでそれを無視したかのような内容の発言を繰り返したということであり、発言者である告訴人の全格、全人格否定であるのはもとより、その動機によっては刑法にも触れる可能性が高い、とこの日の集まりの冒頭で皆に忠告したばかりでした。つまり、あのような言い方は法に触れますよ、と注意喚起しているそばから被告人が故意に模倣し再現してみせたということであり、極めて挑戦的かつ敵対的な態度であり、即絶交を意味する戦線布告と言えると思います。

なによりも「ありえないような露骨な脅迫行動を堂々と繰り返してみせる」という包囲網による威力の特徴を如実に示しております。太古より安全情報を交換することは集団としての基本中の基本だと思いますから、村人同士の会話として極めて異常です、あり、以後の村人関係が崩壊することは言うまでもありません。村人関係が既に極度に悪化しており、留守宅侵入などありえない状況であったこと

これ、繰り返しますが、ええ、2 月 12 日や 4 月 16 日の集会の録音記録を聞いていただければ判るとおり、告訴人と村人との関係は極めて敵対的でとっくに戦争状態であり、集まりも怒鳴り合いの修羅場と化すまでに陥悪化しております。やりとりの内容から考えて、この村人達の対応こそが異常であると思います。4 月 16 日の集会では、被告人は「そういう話は本題が終わってからにしてください」と冒頭でも告訴人の発言を妨害しておきました。こういう極めて敵対的な状況を自ら作り出しておきながら、無断で告訴人の留守宅に立ち入れる余地は無く、いわば隙を突いて敵陣に乗り込むのと同じ事だと思います。脅迫以外に説明できましようか? 次に菩提寺である建明寺の世話をについてですが、その前任は告訴人であり、この 2 月に被告人に引き継いだばかりであり、その時点で告訴人は二年分の費用を既に一括で被告に渡しております。このような前払いはおそらく前例が無く、その理由として「他人に家に入りされたくないから」であることを説明済みです。ですから、この住居侵入は告訴人が嫌がっているからこそ故意にやってみせたと思われます。事後の菩提寺からの配り物は告訴人としては不要であり省略してほしいが、世話を人の信心の問題もあるので一任しました。「雨に濡れるのを心配した」と主張していますが、軒下の郵便受けでも通常の雨なら濡れる心配は無いので理由に正当性・必然性がありません。ちなみにこの日の雨はしとしと雨でした。今日の雨もしとしと雨です。つまり、せ、世話をという立場と雨天という状況を留守宅侵入の口実にしたと思われます。最後に、4 月 5 日、郵便局員による犯行から間もないこと同じ 4 月のうちに起きています。これ、前回の話です。ええ、模倣行為による

包囲網の威力として告訴人を脅かすには、告訴人の記憶が鮮明なうちにやらないと意味が薄くなります。

厳密に言うと、睡眠中の侵入と留守宅侵入との違いはありますが、いざれも「告訴人の不意を突く住居侵入行為」としての共通性があります。留守宅侵入であればさしあたり命の危険には直結しませんが、例えば大切な証拠資料を消去もしくは盗難されてしまうかもしれません。要するに何をされるかわかりません。これも告訴人にとっては極めて耐え難いことです。精神的法き、法益の侵害が大ということです。祈祷符を置きざりにして、自分の行為をアピールしていること いうまでもなく脅迫に限っては狙った相手にわからせる必要があります。なぜ被告人が郵便局員の犯行を模倣するのかを考えさせ、包囲網による威力であることを感じさせて脅迫しているのだと思います。更に、告訴人は過去一年以上に亘って「立入禁止」の張り紙を玄関扉に貼り付けていた経緯があり、おそらくその事実は村人の間に知れ渡っていたであろうと思われます。また、被告は教員という職業であり、その見識に鑑みて、今時、留守宅に立ち入ってまで物を置いてゆくということは極めて非常識かつ不自然だと思います。

なお、留守宅侵入の事例は、ええ、2009 年 11、ええ、1 月 18 日、警視庁宛被害届にも既に書かれております。 という内容です。

反 P6 中(マキシマ)よくわかんねえけど、よくわかんねえけど、貴方が思っているっきりのことで、入った人が脅迫ってのは、な、何が脅迫なの?ここ來た、入った理由が、だって、これ届けに来たんでしょう?(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2_開口一番_直前の反 P4 中からの説明を無視_発言類型 4_無根_職責放棄_自痴化_威力_このあとも五回ほど同じ趣旨の発言を繰り返します。なお、マキシマはこの模倣による住居侵入の原事件である郵便局員の住居侵入の件でも居合わせており(甲 5)、隠蔽の張本人です (私)今の、聞いてました?

反 P7 中(マキシマ)接触が無いから、脅迫行為じゃないでしょう?(説明)★★★マキシマの不法行為 2_直前の反 P4 中からの説明を無視_無根_職責放棄_私は無言の脅迫とは言っていませんが、説明から容易にわかるはずですし、害意の対象物も特定できないとは言いましたが、無言の脅迫の判例が有ることを知らない警官は居ないと思いますし、マキシマは刑事経験が長かったと自分で言つており、更には私が読み上げた高度の恣意性を否定する根拠を何一つ示していませんから、故意を強く示唆しています (私)読んでくださいよ、だから。

反 P7 中(マキシマ)全然わかんねえよ、何回読まれても俺、たぶん、わかんねえと思うけど。脅迫行為が無いがね、そいで、入った人は目的があつて来てるんだから、犯罪にならないでしょ?(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2_ゾンビ化_直前の反 P4 中からの説明を無視_無根_職責放棄_なぜ村八分の状況を確認しようとしたのでしょうか?私の主張を無視して勝手に根拠無く正当行為であると言い張っています。これこそ非人間扱いです (私)だから、正当性が無いって言つて下さい? 反 P7 中(マキシマ)なんで正当性が無いの?(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2_ゾンビ化_直前の反 P4 中からの説明を無視_無根_職責放棄_問題の集会の録音を聞かせてほしいという当然の質問が無かつたのが極めて不審です (私)(苦笑)書いてあるじゃない? 書いてあることを訊かないで。 反

P7 中(マキシマ)だって、お金前払いとかしてるんでしょ?(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2 ゾンビ化 直前の反 P4 中からの説明を無視 無根 職責放棄 (私)読み上げたでしょ? 今。反 P7 中(被疑者不詳 V)これ、今井さんにとって必要だからこれ持ってきてるわけでしょ?(説明)★★★★★被疑者不詳 V の不法行為 1 ゾンビ化 直前の反 P4 中からの説明を無視 無根 職責放棄 (私)読み上げたでしょ? 反 P7 中(マキシマ)(被疑者不詳 V)うん、聞きましたよ。 (私)必要ないよ、必要ないって私は言い渡してるんだよ。反 P7 中(マキシマ)それで、今、文面にもあったんだけど、そういう行為は非常識だって自分でゆってるんだよ、非常識ってな、犯罪行為じゃねえだろ? 自分でゆってんだよ、非常識だって。留守宅に置いてくのは非常識だって、文面の中にもあったけど、だからゆってんだろう?(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2 無視 無根(虚偽) 職責放棄 これは詭弁と言うよりも虚偽です。犯罪とは常に非常識なものだと思います (私)犯罪行為だって。犯罪行為だから告訴状があるん、これどうなったの? 受け取ってください。反 P7 中(マキシマ)知らねえよ、そんなの。(説明)★★★★★マキシマの不法行為 3 受理拒否 無視 無根 職責放棄 マキシマは司法警察員であり受理資格が有る事が後日(甲_11)判明しました。ですから違法(犯罪捜査規範 63 条、刑事訴訟法 241、242 条)です。場所の限定はありません (私)告訴状です、刑事課に渡してください。反 P7 中(マキシマ)渡さないよ、自分でい、持って行きなさいよ、行くなら。郵便屋じゃねえよ。(説明)★★★★★マキシマの不法行為 3 受理拒否 無視 無根 職責放棄 (私)(苦笑)いやいや、警察に渡してるんですよ。反 P7 中(マキシマ)あ、告訴は、告訴はちゃんと刑事課行って下さい。(説明)★★★★★マキシマの不法行為 3 受理拒否 抗議を無視 無根 職責放棄 反 P8 上(私)常識が無いのと犯罪じゃないのとは違うでしょ? 両方兼ねてます。反 P8 上(マキシマ)兼ねてねえよ。(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2 ゾンビ化 直前の反 P4 中からの説明を無視 無根 職責放棄 (私)両方兼ねてます。常識が無い、かつ犯罪です。反 P8 上(マキシマ)だって、常識が無いのは犯罪じゃないよ、そもそも。(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2 抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 犯罪とは常に非常識なものだと思います

反 P11 上(マキシマ)こん中に書いてある、ねえ、常識じゃ無いっていう行為なんじゃねえの? この行為は?(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2 抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 負迫罪と書いて有ります。犯罪とは常に非常識なものだと思います (私)何をゆってるん、負迫罪と侵入罪を訴てるんです。常識が無いよ、もちろん、常識が無いとかゆうレベルじゃなくて、犯罪だつってるん。反 P11 上(マキシマ)今日はこのことで呼ばれたんだよ、だって。 (私)そうですね、不法侵入罪です、正当性が無ければ不法侵入罪ですよね?

反 P11 上(マキシマ) 正当性あるじゃん、だって。(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2 ゾンビ化 反 P4 中からの説明を無視 無根 職責放棄 (私)正当性無いじゃない。無いって言ってるでしょ? 反 P11 上(マキシマ)持って來てる物が、配るつって持って来たんだもん。(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2 ゾンビ化 反 P4 中からの説明を無視 無根 職責放棄 (私)だからなんでポストじや駄目なの? 答えて、どうしてポストじや駄目なの? 反 P11 上(マキシマ)本人に聞かなきやわかんねえよ。(説明)★★★★★マキ

シマの不法行為2_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_このように返答に窮してもまだ事件性を認めません_(私)だから、聞けよ、それを要求してんだよ。反 P11 上(マキシマ)まだ、聞いてないの?(説明)★マキシマの不法行為2_無視_無根_職責放棄_無意味_矛先を逸らそうとしてます(私)ええ。反 P11 上(マキシマ)あ、聞いてないの、聞いてない割にはなんか、(説明)★マキシマの不法行為2_無視_無根_職責放棄_無意味_矛先を逸らそうとしてます(私)別に聞く必要は無いよ、本人に聞く必要は無い。反 P11 上(マキシマ)あなたが思ってるだけのことです、思います、思います、って書いてあるだけのことです、全然だから全然わかんねんだよ、俺が、決め付けているけどさ、貴方が決め付けてるだけで、相手が、(説明)★★★★★マキシマの不法行為2_ゾンビ化_発言類型4_直前の反P4中からの説明と抗議を無視_無根_職責放棄_威力_合理的根拠を提示して訴えているのに、それを根拠無く否定しています

反 P11 下(私)気持ちの問題じゃない、行為の問題です、これは。反 P11 下(被疑者不詳V)うん、だから、脅迫って言ってるけど、向うが脅迫してるかもわかんないし、今井さんがそう言っているだけあって一方的に書いてるだけだよね。(説明)★★★★★被疑者不詳Vの不法行為1_ゾンビ化_発言類型4_直前の反P4中からの説明と抗議を無視_無根_職責放棄_威力_合理的根拠を提示して訴えているのに、それを根拠無く否定しています(私)本人に聞いてどうするん、行為でわかるでしょ?反 P11 下(被疑者不詳V)いや、わかんないすよ。(説明)★★★★★被疑者不詳Vの不法行為1_ゾンビ化_直前の反P4中からの説明と抗議を無視_無根_職責放棄_(私)一方的って、脅迫は相手が認めようが認めまいが関係ないよ。反 P11 下(被疑者不詳V)私達は今井さんの立場に立つこともできないし、相手の立場に立つこともできないし、中立なんだから。(説明)★★★★★被疑者不詳Vの不法行為1_ゾンビ化_直前の反P4中からの説明と抗議を無視_無根_職責放棄_論理のすり替え_公平中正の要請を事件性の判断基準にすり替えています

反 P12 中(私)これだけ簡潔明瞭に纏め上げてる物を、わからんと言われば何もわからんでしょうね、それは。日本語がわからんと言ってると一緒だから、どうしようもない。てゆうか、郵便局員の件はどうなってます?それが一番、逃げも隠れもできないと思いますが。反 P12 中(被疑者不詳V)いや、それ、私達に聞かれてもわかんないです。(説明)★★★★★被疑者不詳Vの不法行為1_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_マキシマに訊ねるだけの話です(私)わかんないとこれ、判断しようがないよ、これ模倣なんで。模倣なの、郵便局員事件の模倣なんです。

反 P13 下(私)合理検査とは何ですか?反 P13 下(被疑者不詳V)何ですか?わかんないです。(説明)★★★★★ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_犯罪検査規範を知らない警官がありうるのでしょうか?

反 P14 下(マキシマ)それで、後は、それがわからればいいんですか?それが判断してもらえば。(私)いや、貴方がたの違法性が記録できましたので、それで結構です。私が事件性を主張しているのに、それを根拠も無く、根拠も無いのに事件性無しと判断しているわけですよね?それは極めて異常です。

反 P14 下(被疑者不詳V)ふうん。

事件番号 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件 被告 群馬県

反 P16 上(私)いや、思う根拠は何なんですか? 反 P16 上(マキシマ)はい、私の今までの経験です。(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_経験則の内容を示していません (私)合理検査をして下さい。反 P16 上(マキシマ)私の今までの経験で、経験則で申します。(説明)★★★★★マキシマの不法行為 2_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_経験則の内容を示していません

タカダの不法行為(証明書の不法行為 10)

(説明)沼田署が獵銃狙撃脅迫事件等で行った判断は著しく不合理であり、それを勝手に結了扱いにしていることは極めて不当なので沼田署長に見解を求める主張したのに、①署長を指名した電話に勝手に出て来て、その理由を示さず_②聞く時は、ほとんど否定的な見解も示さず、適当に突っ込みを入れ、充分に論点を説明させ、後日の回答を約したのに_③後日に回答を求める豹変して約束を反故にし_④かといって署長へも取次がず、その理由を示さない、というあります。

要するに、回答の約束を破っている点と、署長への取次を根拠無く妨害している点から、二重に露骨な信義則違反による手続妨害であり、内部牽制機能の放棄と事件性の隠蔽です。

1 2017.10.04 15:45 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から沼田署(沼田市上原町 1738-1)への通話において詭弁や無根の発言を繰り返し私の申出を妨害したこと

2 上記 1 の通話において、甲 13-1 の約束(ヤナオカとクロイワに未決事項を質して結果を報告する約束)と、甲 13-2 の約束(郵便局事件と石井恵子事件の告訴状の進捗状況の照会)を破り、約束した事に答えようとせずに私の申出を妨害したこと

3 上記 1 の通話において、署長への電話の取次を不当に拒否し私の申出を妨害したこと

4 2017.10.05 10:39 私の自宅(みなかみ町上牧 3158-1)から沼田署(沼田市上原町 1738-1)への通話において詭弁や無根の発言を繰り返し私の申出を妨害したこと

5 上記 4 の通話において、署長への電話の取次を不当に拒否し私の申出を妨害したこと

甲 13-1 号反約書より抜粋(タカダの不法行為の関連)

反 P1 上(私)はい、あのう、未決事項に対応していただける気が無いんであれば、あの、署長にお願いするしかないんですけれども。(タカダ)未決の事項というのは、あの、どういった?

反 P2 上(タカダ)だから、その未決事項というのが? (私)まず、三つあるんですが、まず、一つ目ですね。(タカダ)はい、(私)ヤナオカさんに対してなんですが、

反 P2 中(私)だから、ど、何らかの注意なり処分をしたのか、しなかったのか?

反 P2 下(私)はい、でそれが有ったか無かったかによって、その後の、あの、獣の死骸、あの、イノシシの死骸だの血痕の事件に、の事件性の判断に大きく影響するはずですから、そういうですよね?

反 P3 上(私)それから、二つ目なんですが、

反 P3 上(私)ええ、それから二週間ちょっと後の、ええ、1月 26 日には、

反 P3 上(私)あの、まず、と、その畑に、の手前の通り道が、あの、血だらけになってたん

ですよ、血だらけってゆうか、血の跡、血や肉をついばんだ後の、うん、まあ、黄色い穴がボコボコ、そこらじゅうに空いてまして、

反P3中(私)それについて、あの、人為性を否定する根拠は何ですか? と。まあ、普通に考えれば、あの、ハンターが通り道まで獲物を持ち出して捌いた、と考えるのが普通なんですけども、

反P3中(私)これはクロイワさん宛の、あの、指摘事項です。(説明)これは私の言い間違いであり正しくはヤナオカへの指摘事項です。クロイワはハンターが普通に獲物を捌いた結果だと言つてました

反P4上(私)最初の発砲との関係を、まず疑うべき状況ですよね? 齧迫として。(タカダ)ああ、(私)それをしないんですよ、それが異常だつてるんです。異常ですね?(タカダ)その行政処分というのは、その発砲者に対する行政処分ってことなんですか?(私)そうでしょうね、だってあの、至近距離ですよ、30m、しかも私の畠ん中奥深くまで踏み込んでての発砲ですからね、しかも私をたぶん、狙撃してるんですよ、だから殺人未遂としても訴えますけどね。(タカダ)そういうんだ、(私)銃口、弾丸の方向、あの、着地点も、到達、何も、あの、確認できていません。(タカダ)はああ、(私)あの、そういう指摘を後日、私が行ったら三日後に、あの、現場の再検証してましたから。(タカダ)ああ、なるほどね、(私)ええ、何も確認できていません。だから、狙撃されたと言われても否定する根拠は何も無いんです。(タカダ)ふうううん、(私)ま、そういう状態で、私は当初、初日から齧迫だと主張してるんですが、ヤナオカさんは、じゃあ実際、齧迫の言葉があったのかと、そこだけを、そこだけにこだわって齧迫だと認めてないんです。事件性を認めてないんです、とにかく。

(タカダ)ああ、なるほど、うん。

反P5中(私)その上で起こったのが第3点目の指摘です。これは、あの、クロイワさんに訊いて欲しいのですが、その大きなイノシシが3月27日には、毛皮んなって通り道に置かれてました。チャンチャンコの状態で。100kgもあるイノシシを、まる二ヶ月以上も経って捌いて何になるんですか?そもそも捌くこと自体の正当性が無いと思います。更に、通り道に置かれてたんです。通り道まで出て来る正当性っていうか、それも偶然性ってゆうか蓋然性では、ありえないと思うんですけど、(タカダ)それが3月の何日なんですか?

(私)27日です。(タカダ)27日。(私)これは、もう、通報しても無駄だと思ったんで、一切、あの、そちらにはお知らせしていないですが、私の鮮明なビデオ画像が残っております。(タカダ)ああ、(私)という状態です。その三つ目だけは、もう、絶対に人為性は否定できないですから

反P7上(私)だから、きちんと判断してませんって。明らかに合理捜査に違背してるでしょ?

反P7上(タカダ)だから、それはイマイさんの主張であって、(説明)★★★★タカダの不法行為1_発言類型4_それまでの説明を無視_無根_職責放棄_威力_私の主張に過ぎないとする根拠無し(私)いやいや、犯罪捜査規範の合理捜査、あらゆる可能性を探れという要請に違背してますよね、明確に。人為性をどうして排除できるんですか? 人為性が九割以上のケースにおいて、どうして人為性を排除するんですか? 異常でしょ? それが。

反 P7 上(タカダ)ああ、それを私に言われてもあれだね、(説明)★★★★タカダの不法行為
1_職責放棄_抗議を無視_無根_内部牽制を要請しているのにわからうとしてません。
(私)いやいや、当然そう考えてもらわなきゃ、職責として。 反 P7 上(タカダ)ああ、
(私)違いますか? 反 P7 上(タカダ)はい、あのう、そういう一般論的な話は別として、現
場へ行って、確認して、そういう判断したんであれば、それは、結果として、そう出ている
んだと思いますよ、もう。(説明)★★★★タカダの不法行為1_職責放棄_抗議を無視_無
根_判断の異常を主張し隠蔽への内部牽制を要請しているのにわからうとしてません。
(私)意図的に異常な判断をすれば犯罪ですよ。 反 P7 上(タカダ)それは、それはイマイ
さんの主張だからさ、ね?(説明)★★★★タカダの不法行為1_発言類型4_それまでの
説明を無視_無根_職責放棄_威力_私の主張に過ぎないとする根拠無し。
P8 上(私)だから、二人に連絡取って、糾した結果を報告してください。私は当り前の要求
をしてますが。
(タカダ)ああ、そうですか? いつからあれですか? このお話はあるんですか? (私)(苦笑)
だから、二年前の冬ですって。 (タカダ)二年前の冬、 (私)あの、その直後から、
(タカダ)いつからそういう主張をされてるんですか? (私)だから、直後からです。そこ
からわずか二ヶ月の間に三回文書を出してます。それをまずご覧になってください。 (タ
カダ)あ、はいわかりました。 (私)よろしくお願いします。 P8 上(タカダ)はい、わ
かりました。(説明)このように、二人に質した結果を報告することに合意しました。

甲 13-2 号反約書より抜粋(タカダの不法行為の関連)

反 P1 上(私)すいません、あの、べ、別件を言い忘れました。 (タカダ)何でしょう? (私)
二つあるんですけど、 (タカダ)う、あ、先ほどの件とは別ですか? はい、 (私)あの、4月、今年の4月5日の、あの、郵便局の配達員の、 (タカダ)ええ、 (私)サイ
トウって奴の、あの、住居侵入および、ええ、私文書偽造、ええ、脅迫事件の、進展はどう
なってるんでしょうか?

反 P2 下(タカダ)今度二つ目でいいんですね? (私)はい。

反 P2 下(私)ううん、あの、村人の石井恵子ってゆうのが、その (タカダ)石井恵子さん、
はい、 (私) その脅迫目的の侵入を模倣して繰り返してます。 (タカダ)はい、イマイ
さんの家にですか? (私) はい、一回目は4月29日、二回目は8月15日。 (タカ
ダ) はい、 (私)え、これは、あの、一回目について告訴状を、やっぱり、あの、同じ
タイミングで、え、お渡しします。

反 P3 上(私) ええ、それで、それで、二回目の8月15日には、す、すぐに通報して現場検
証をお願いしまして、ええ、マキシマさんら二人の警官が来たんですが、 (タカダ)はい、
(私)私が読み上げた最新のこくち、告訴状を無視しまして、 (タカダ)ええ、 (私)
現場検証を放棄して帰りました。 (タカダ) ああ、なるほどね。 (私)で、あの、告
訴状を、その場でお渡し、手渡しして提出しようとしたんですが、 (タカダ)ええ、 (私)
我々には受理権限が無いんで、ええ、そういうものは、あのう、受理できる権限の有る人に
直接出してくれ、と言われて、受取拒否されました。(説明)これは私の記憶違いであり、正

しくは「私達そうゆう担当じゃないから刑事課へ直接出してくれ」と言われました。タカダはマキシマ部長と呼んでいますから受理権限が有るのに受理拒否したことは当然にわかつたはずです

甲 14 号反約書より抜粋(タカダの不法行為)

反 P1 下(私)うん、だから平行線なんですよ、あの、読んでいただければわかる通り、反 P1 下(タカダ)ですから、平行線ということは、あの、昨日も、私、言いましたけれども、あ、イマイさんの主張を否定も肯定もしませんので、イマイさんの考えはイマイさんの考えでやってくださいよ、ねえ?(説明)★★★★★タカダの不法行為 2_甲_13-1 の最後の約束を無視_著しい信義則違反_発言類型 4_無根_職責放棄_威力_ではなぜ回答を約束したのかが極めて不審です (私)意味がわかりません。(タカダ)意味がわからないというのは? こちらに、(私)私は、あの、異常な判断をしてるから、そう判断した根拠を示せ、と言っているんですよ。反 P1 下(タカダ)じゃあ、その、異常な判断というのは、じゃあ、どこに、あれですか、判断して貰うんですか?(説明)★★★★★タカダの不法行為 1_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_威力_内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています。なお内部牽制の要請は警察法や犯罪捜査規範や刑事訴訟法 239-2 から来るものだと思います。(私)ん?、裁判所でしようねえ、反 P1 下(タカダ)うん、私どもでは判断できないですよねえ?(説明)★★★★★タカダの不法行為 1_ゾンビ化_無視_無根(虚偽)_職責放棄_威力_内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています(私)え?、みな、見直す気が無いと受け止めていいんですか? 指摘を無視して、見直す気が無いと? 反 P1 下(タカダ)指摘を無視するも何も、それはイマイさんの意見ですから。(説明)★★★★★タカダの不法行為 1_ゾンビ化_発言類型 4_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_威力_私の主張に過ぎないとする根拠無し。この趣旨の発言をこの反証書だけで 12 回も繰り返しています。(私)私の意見に決まってるじゃないですか、私が言ってるんだから。誰の意見なんですか? (タカダ)だから、(私)その日本語の意味がわからない、私の意見ですからってゆう日本語の意味がわからない。反 P1 下(タカダ)警察が判断することじゃないんですから警察に言われても困るってことですよね。(説明)★★★★★タカダの不法行為 1_ゾンビ化_職責放棄_無視_無根(虚偽)_威力_当然に警察が判断すべきことです。内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています(私)警察が判断したことがおかしいって言ってるんですよ、その判断がおかしいと言ってるんですよ? 反 P2 上(タカダ)それを警察に求めるのはおかしくないんですか? こんなこと考えてるのは、じゃあ(説明)★★★★★タカダの不法行為 1_ゾンビ化_発言類型 6_職責放棄_抗議を無視_無根_威力_内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています(私)じゃあ何の為に、監察なんてゆう機関があるんですか? 内部に。反 P2 上(タカダ)だって、今、これ、沼田署にかかるてますよ?(説明)★★★★★タカダの不法行為 1_ゾンビ化_発言類型 6_職責放棄_抗議を

無視_無根_威力_内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています (私はい、ですから、あの、お身内の犯罪ではありませんか? と指摘してるんですけど。 反 P2 上(タカダ)そうは私は思いません。(説明)★★★★★タカダの不法行為1_ゾンビ化_無根_抗議を無視_職責放棄_威力(私)どうしてですか どういう根拠で? ジャ、答えて下さい、私の指摘に、そのまま。 反 P2 上(タカダ)だから、私達はそういう立場ではないでしょ?(説明)★★★★★タカダの不法行為2_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_無根(虚偽)_抗議を無視_威力_内部牽制機能を完全に放棄しています。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています

反 P3 上(私)私は、職員の、あの、不法行為を、監督権、監督権限の有る人に訴えようとしているんですよ。当たり前のことですよね? 反 P3 上(タカダ)だから、それはここではありませんよ。(説明)★★★★★タカダの不法行為3_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根(虚偽)_威力_内部牽制機能を完全に放棄しています。このように署長への取次要請を無視しました。元々が署長宛の電話に勝手に出ておきながら復旧もさせません。通常はこのような露骨に不当な開き直りは不可能なので威力を示唆しています

甲 15 号反約書より抜粋(タカダの不法行為)

反 P1 中(タカダ)イマイさん、昨日も言ったように、沼田警察署員のやったことに意見があるんだったら、他の人に言わなくちゃ、駄目なんじゃないんですか? 沼田警察署に訊いてどうすんですか?(説明)★★★★★タカダの不法行為4_ゾンビ化_発言類型6_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄_威力_内部牽制機能を完全に放棄しています。このように署長への取次要請を無視しました。元々が署長宛の電話に勝手に出ておきながら復旧もさせません。通常はこのような露骨な妨害は不可能なので威力を示唆しています (私)だから、そのお答えがそもそも違法です。明確に隠蔽を示しており、職権濫用罪ですね。 反 P1 下(タカダ)ううん、だから、職権濫用もいいけれど、(私)いや、いいけれど、じゃなくて、邪魔しないで、あの、け、署長につないでくださいよ。 反 P1 下(タカダ)だから、つなげません。(説明)★★★★★タカダの不法行為5_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力 (私)どうして? 反 P1 下(タカダ)どうしても、いや、その、用件が無いから。(説明)★★★★★タカダの不法行為5_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_威力_用件は最初の最初に言ってあります (私)要件言ってるじゃない、だから、署長としての見解を求め、求めるべき状況にあるから署長を出してくれと言ってるんですよ。 反 P1 下(タカダ)それはだから、イマイさんの考えだからね。(説明)★★★★★タカダの不法行為4_ゾンビ化_発言類型4_抗議を無視_無根_職責放棄_無意味_威力_私の主張に過ぎないとする根拠無し。

ハギワラの不法行為(釈明書の不法行為 1 1)

1 2017.10.07 12:48 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田署(沼田市上原町1738-1)への緊急通報(禁猟期間中の銃声)を無視し私の申出を妨害したこと

甲 18 号反約書より抜粋(ハギワラの不法行為)

反 P2 中(私)ええ、高橋和俊グループ、獵銃ハンターグループによる、追加の脅迫行為だと
思います、私を、私を狙った、 (ハギワラ)ううん。 (私)ですから捜査してください。

反 P2 中(ハギワラ) あ、わかりました。ちょっと警察官あとで、あの、はい、あの、 (私)
繰り返しますが、あの、今は禁猟期間中だと思いますんで、 (ハギワラ)ええ、ええ。
(私)事件性は充分です。あの、先月も二回ありました。私の畠で。 反 P2 中(ハギワラ)
あ、そうですか。

反 P2 下(ハギワラ)はい、はい、じゃ、ゆつときますので、はい。(説明)★★★★★緊急通報を無視 無根 職責放棄 都心で起る発砲と同質の危険はどこにでも有ります。これは
禁猟期間中の銃声の通報であり対応しないのであればその理由を告知すべきであり、しなか
ったのは著しい信義則違反です。また、私への脅迫を否定しても公益侵害が懸念されたはず
であり無視できるはずはありません。

以上

告訴状B 5 補充書

前橋地方検察庁 御中

告訴人 今井豊

ご多忙中恐縮ですが、表記について以下の通り補充させていただきます。

1 告訴人の被侵害について

公務員職権濫用罪における、裁判を受ける権利の侵害とは、本来は無効とされるべき裁判が陰謀によって正当化されているに過ぎないが故に、実質的に、裁判を受ける権利の侵害と見做せる、という趣旨であり、この前提は、他の二権利についても同様です。

したがって、厳密には、当該判決のみならず、当該訴訟自体も無効と考えます。

2 犯人隠避罪によって隠避された者らの詳細

ヤナオカ、クロイワ、カワタ、タカダ、ワタナベ、ハギワラ、ノグチ、ハシモト、モギ、の行為事実は1号証の通りです。

当該訴訟で(被告訴人に)、当該告訴状を提出して三罪の各罪状そのものを訴えたわけではなく、意味上・状況上、当然に、同人らの三罪を感じし得たはずだ、という、刑訴法239条2(公務員の犯罪告発義務)違反の観点からの、あくまでも意味上・状況上の犯人隠避です。

なお、当該告訴状BⅡは現在も進行中の事件ながら、公訴時効に対する反論が難しい懸念により、未だ提出を躊躇しているものであり、そのへんの事情は、告訴状Aや告訴状AⅡも同様です。

3 告訴事実中の丸数字は無視して下さい

前後の文脈の丸数字とは必ずしも関連性は無く、申し訳ございませんが、注意願います。

4 有り得ない判決だからこそ、犯意の証左と言えます

隠蔽(社会通念の偽装の陰謀)が前提だからこそ、このような、何でも有りの判決、が可能なのです。

以上

告訴状B 5 補充書その2

前橋地方検察庁 御中

告訴人 今井豊

ご多忙中恐縮ですが、昨日に提出済みの補充書の内容を、更に以下の通り補充します。

犯人隠避罪について

当該訴訟において被告訴人に対し、当該告訴状を提出するなど、当該三罪の各罪状を直接的に訴えていたわけではありませんが、特に以下のような記述から、裁判長としての立場上、当然に、被告らの三罪を感じえたはずだ、という、刑訴法239条2(公務員の犯罪告発義務)違反の予見可能性の観点による、あくまでも意味上・状況上の犯人隠避です。

当該訴訟のように、犯罪への公的な申立が無視されれば、事実上、権利侵害性(公務員職権濫用罪)を免れず、同時に、その意図に関らず、犯人隠避効果(犯人隠避罪)も否定できません。

後は、司法権の濫用の存否と故意の内容と存否になりますが、これはひとえに「有り得ない判決は、社会通念の偽装としか説明できない」という、蓋然性の程度問題になります。

国家的隠蔽が齎す脅迫効果(脅迫罪)も、意図とは無関係に必ず発生します。

つまり、犯人隠避罪も脅迫罪も、少なくとも不真正不作為犯ということです。

以上はいざれも当たり前のことであり、少なくとも、合理的根拠無くして、否定はできません。

それにもかかわらず、どの機関も合理的根拠を示そうとしないことこそ、国家的隠蔽の証左です。

まして、渡邊和義はAII事件の裁判長でもあるのです。

●被告らの犯罪性を強調していたこと

・(平成30年12月25日付け準備書面(4)=1号証2頁)「犯罪性の強調(公的機関の不法行為は全てが職権濫用による脅迫と隠蔽です)

これらは不法行為であると同時に職権濫用による隠蔽であり私の生命への無言の脅迫です。

その隠蔽の仕方に度を超えた露骨な非人間扱いが目立つので、そこに不当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

こうした対応の違法性、つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、通常は選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかのありえない特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせる」という無言の威力の意図を如実に示しています。

群馬県警の対応の前提には警視庁(訴状A)・埼玉県警(訴状AII)による脅迫殺人への関与の隠蔽という巨大な動機(高度の恣意性)が存在します。」

以上